

## 法廷通訳についての立法提案に関する意見書

2013年（平成25年）7月18日  
日本弁護士連合会

### 第1 意見の趣旨

- 1 刑事公判等における法廷通訳人につき、以下の事項を法律によって定めるべきである。
  - (1) 通訳人の能力確保のための通訳人の資格・名簿制度
  - (2) 通訳人の能力の維持及び向上のための継続的研修制度
- 2 刑事公判等における法廷通訳人につき、以下の事項を最高裁判所規則（刑事訴訟規則）等によって定めるべきである。
  - (1) 通訳人の身分保障のための報酬制度の規定
  - (2) 公判廷における通訳の質の確保のため、以下の事項を規定
    - ①誤訳防止のための複数選任の原則化
    - ②事前準備の機会付与の義務化
    - ③事後的な検証のための録音・異議・鑑定の規定
    - ④訴訟関係者に対する配慮義務規定（一般的努力義務及び訴訟関係書面の事前交付努力義務）
    - ⑤裁判所に対する配慮義務規定（一般的努力義務及び判決言渡しの際の配慮義務）

### 第2 意見の理由

- 1 我が国においては、刑事公判等における法廷通訳人については、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）175条において「国語に通じない者に陳述させる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない」と規定し、同178条において「前章（注：鑑定）の規定は、通訳及び翻訳についてこれを準用する」と規定されているのみで、通訳人の質の確保、資格、身分保障、更に公判廷における誤訳防止のための規定等について明文の規定がなく、全て裁判所の裁量等に委ねられている。
- 2 そもそも、刑事被告人の人権保障のためには、法廷通訳人の質を確保し、被告人の刑事手続上有する権利、正当な裁判を受ける権利を保障しなければならないことは明らかである。

近年、国際化に伴い、日本語を解さない被告人が増えてきており、更に裁判

員裁判制度の施行により、従来以上に法廷通訳の質の向上及び確保は必須のものとなってきた。

3 しかるに、我が国の裁判例においては、法廷通訳の正確性が問題となった裁判例が複数存在するものであり、諸外国の法廷通訳人の質の確保等に関する法律等と比較しても、法廷通訳人に関する法律等による規定の整備は不可欠である。

4 以上から、刑事公判等における法廷通訳人に関する意見の趣旨記載の法律等の制定を求める次第である。

以下、立法ないし対応の必要性及び具体的に提案する立法案等の内容を順次詳述する。

### 第3 立法の必要性（立法事実）ないし対応の必要性

#### 1 我が国の法廷通訳の現状と問題点

我が国においては、法廷通訳に関し、国内法上、刑訴法175条において「國語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない」とされているのみである。ここには、「通訳」の質や方法、「通訳人」の資格、身分保障、いずれについても明文の規定がない（例えば、通訳人の報酬に関しては、刑事訴訟費用等に関する法律7条において「裁判所が相当と認めることによる」とされるが、さらに具体的な報酬基準等の有無・内容は公表されていない。）。

また、我が国が批准する国際人権（自由権）規約（1979年に批准）14条3項(f)において「裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること」が権利として保障されているが、同様に、「通訳の援助」の内容等につき、詳細の規定は無い。

これらの規定が、被告人の法廷での主張・応答内容を正確に訴訟関係人に理解せしめ、併せて被告人が自らの訴訟の経過・内容を理解し得る状況におくことで、被告人の刑事手続上有するあらゆる権利、ひいては裁判を受ける権利の保障を実あるものにすることを目的とすることは明らかである。

しかるに、我が国においては、裁判上、法廷通訳の正確性（通訳の遺漏を含む）が問題となった裁判例が複数存在する（東京高裁平成15年12月2日判決等）。とりわけ、大阪高裁平成3年11月19日判決においては、判決理由中で、原審公判における各証言や供述の通訳の正確性及び通訳人の適格性に関し、「一抹の危惧を払拭することができない」と判示されている。

特に、裁判員制度が施行されたことにより、従来以上に通訳の正確性、質の

向上の要請は高まっている（後記第3の2）。

さらに、諸外国との比較（後記第3の3）において、我が国の法廷通訳に関する法律の内容及びこれを執行する制度は極めて不十分である。

そこで、我が国の法廷通訳制度につき、緊急に改善の必要があることから、本意見書を取りまとめた次第である。

## 2 裁判員裁判の開始後に明確化・新出した問題

裁判員制度が施行されたことにより、法廷通訳に関して問題が明確化し、あるいは新たに出現した問題として、以下が挙げられる。

### （1）集中審理の実施による通訳人の集中力の維持困難性

正確な通訳のために必要な集中力の持続は30分が限界であるとの生理学的及び心理学的な研究結果の報告がある（Moser-mercier, et al (1998)）。また、長時間連續した通訳による疲労の蓄積により、通訳人の誤訳・エラーが多発することは、国内研究の結果としても示されている（「金城学院大学論集」社会学編第7巻第1号2010年9月。日本学術振興会科学研究費補助対象研究「裁判員裁判における言語使用と判断への影響の学融的研究」より。）。

裁判員裁判では、終日に及ぶ審理が連日行われることが通常である。さらに、休廷中の接見の通訳に法廷通訳人が同行することもある。法廷での緊張も、疲労の蓄積を促進する。上記国内研究においても、一人の通訳人が審理中継続して通訳を行うことになれば、疲労は更に蓄積し、必然的に誤訳・エラーを頻出させることになる可能性が指摘されている。

そこで、通訳人が疲労によって適切・正確な通訳を行うことができなくなることを防ぐために、標準的な運用基準を定めるとともに、少なくとも裁判員裁判においては、複数の通訳人を選任することを原則とするなどの措置が必要である。

なお、集中審理ゆえに、論告・弁論要旨等の書面の翻訳作業が論告・弁論期日の前日夜間、あるいは当日早朝にわたって行われるなどの事態が発生している。2012年科学研究費助成研究「司法通訳人の負担軽減のための学際的研究－就労環境整備と日本語運用技術の改善」（課題番号24653121、代表：静岡県立大学・水野かほる）によると、アンケートに回答した101人の通訳人のうち、裁判員裁判を経験した39人のうちの8割以上が裁判員裁判で法廷通訳人の負担は増えたと感じており、その理由で最大のものは、集中審理により連日公判があり、翌日の準備時間が不足することとな

っている。これについても、対策が必要である。

#### (2) 連日公判全体の長期化による人員確保の要請の深刻化

開廷日数の多い裁判員裁判では、連目的開廷の期間全体が長期化する場合がある。この場合、対応可能な通訳人の確保が困難となり得るから、法廷通訳人の人員確保の要請が一層高まっているといえる。殊に、少数言語において、その必要性は顕著である。

#### (3) 口頭主義の実践による、より正確な通訳の必要性の増大

裁判員裁判においては、裁判員が、証言調書等を全て閲読して評議に臨むことは想定されておらず、法廷で行われた被告人・証人等の証言・供述から直接心証をとることが通常となっている。

このため、判決に至るまでに通訳の正確性を吟味する十分な機会はほとんど無い。

また、研究の結果、誤訳に至らない言いよどみ、訳語彙の選択等により、事実認定者の事実認定に少なからぬ影響（被告人の知性教養、証言の説得力、信憑性の判断に影響）が生じる場合があることが報告されている（統計数理研究所共同研究リポート237「裁判員裁判における言語使用に関する統計を用いた研究」2010年3月）。

誤訳の防止によるえん罪阻止のためにも、法廷通訳人の能力保持のためのトレーニング（研修）の実施、資格制度の導入、有能な通訳人を常時必要数確保し得る体制（名簿制、報酬規定の整備等）の構築等を、直ちに実施すべきである。

#### (4) 公判前・期日間整理手続への通訳人出席の必要性

法廷通訳人が、法廷において正確で的確な通訳を実践するためには、審理計画の策定に通訳人も関与し、また、争点整理の段階で行われた議論を共有しておくことが望ましい。

必要な人員確保、報酬規定の整備を前提として、これも実現を目指すべきである。

### 3 諸外国の現状

#### (1) アメリカ合衆国

##### ① 連邦

1988年（昭和63年）に改正された「法廷通訳人法」（合衆国法典（U.S.C.）第28編1827条）が存在し、報酬基準の定めが整備されているなど、我が国よりはるかに充実した立法内容となっている。

## ② 州

### ア 全体

合衆国憲法修正5条及び同14条に基づき制定された合衆国法典（U.S.C）第28編1827条において、合衆国裁判所事務局長が公認通訳人の資格要件を規定することとされている。

### イ ハワイ州

ハワイ州においては、最高裁判所が主導し、毎年研修が実施されている。法廷通訳人資格を取得するためには、所定の研修を受講した後に、全米で共通試験を実施している機関（“the National Consortium for Language Access in the Court”あるいは“Consortium for State Court Interpreter Certification”等と呼称される。「州裁判所通訳人認定コンソーシアム」等と訳される。）による認定試験を受験するシステムになっている。資格は階級制になっており、階級の高い資格ほど要求される能力も高く、取得が困難となっている。その反面、階級の高い資格を取得すれば、高い報酬が期待できるシステムになっている。法律家（裁判官）が通訳人のユーザーとして必要な知識・技術の研修を受ける制度も存在する。

### ウ ニュージャージー州

1985年、最高裁判所が「少数言語者に対する裁判への公平なアクセス」に関する原則を採択して通訳・翻訳サービスに関する提言を行い、1993年、裁判所がこの原則を支持する声明を出した。その具体化として、まず、裁判所は1994年に「通訳人及び翻訳人に関する専門職行為規範」を制定しており、立法的手当は充実している。

同規範では、「裁判所職員、通訳人、翻訳人は、英語を母国語としない人々が正義と裁判手続への平等なアクセスを享受できるように助け、裁判所はこのサービスが効率的かつ効果的に機能するようにサポートする」、「通訳人、翻訳人は、正義を実現するという重要な役割を果たすための高い技術をもったプロフェッショナルである」という理念を掲げ、通訳人、翻訳人に求められる10の基準（高い能力水準、信頼できる正確なメッセージの伝達等）を明記した。

また、法廷通訳人試験を実施し、試験合格者ないし条件付き合格者に対して裁判官が法廷通訳を依頼するシステムをとっている（現在行われている通訳人試験は22言語である。）。試験は筆記試験、セミナー、口述試験の3段階からなり、筆記試験合格者は、「通訳人及び翻訳人に

関する専門職行為規範」等を学ぶセミナーを受講した後、口述試験を受ける。合格者は、正答率に応じてマスター、技能者、条件付き合格者のランクに振り分けられ、法廷通訳人名簿に登載される。法廷通訳人は、裁判官の依頼により事件ごとに法廷通訳業務を行い、ランクに応じた通訳料の支払を受ける。

また、2004年、同州高等裁判所より法廷通訳の標準に関する指令が発信されており、これによると、2時間以上かかる手続においては2名以上の通訳人によるチーム通訳を採用すべきである、との方針が打ち出されている。

## (2) オーストラリア

N A A T I（翻訳人・通訳人資格認定全国協会）という組織が、通訳・翻訳の資格認定試験を実施している。資格は4階級に別れている。

米国ハワイ州同様、法律家（裁判官）に対しても充実した研修が多数実施されている。

## (3) 韓国

2004年に立法（裁判所規則「通訳・翻訳及び外国人事件処理例規」）対応がなされた。

通訳・翻訳人の指定に当たり、当該年度に稼働し得る者のみが登録される名簿が作成される制度、通訳・翻訳料の算定基準の法定、「刑事事件の審理における被告人のための配慮」という一章（第三章）において、簡潔な文章と翻訳可能な表現を用いるべきとされる点等が参考になる。また、通訳に対する異議の制度が存在し、6条においては通訳人「2人以上」が選任される可能性も認められている。

また、難民通訳の分野で、D C Fという組織が主体となり、コミュニティ通訳者トレーニングプログラムを実施している。

2011年から始まった新しいプログラムであるが、法務省と国連難民高等弁務官事務所（U N H C R）から資金提供を受け、継続的にプログラムが行われるようになっている。

## (4) E U加盟国

2009年11月30日、E U理事会で「①通訳等を利用する権利」を含む6項目につき、段階的に措置を講じることを内容とする「刑事手続における被疑者等の手続上の権利を強化するための行程表に関する決議」が採択された。

上記①については、指令2010／64／E Uが2010年11月に施行

され、同指令9条により、加盟国は、2013年10月27日までに、同指令に準拠するために必要な法律、規制及び行政規定を施行することを義務付けられている。

具体的には、同指令2条及び3条において、被疑者・被告人は通訳・翻訳を受ける権利を保障され、その通訳・翻訳は、「被疑者又は被告人が、自らが訴えられている事件を理解し、その防御権を行使できることを保障することによって、訴訟手続の公平性を守るために十分な質のものとする」とされている。

その上で、同指令5条は、加盟国が、提供される通訳及び翻訳が前記の「要求される質を満たすことを保証するための具体的な措置を講じる」ものと定めている。

なお、同指令2条6項は、「適切な場合、訴訟手続の公平性を守るために通訳人の物理的な立会いが必要でない限り、テレビ会議、電話又はインターネット等の通信技術を使用してもよい」ともしている。

#### 第4 立法提案事項

法廷通訳に関する我が国と諸外国の現状は以上のとおりであり、立法等による対応の必要性は明らかである。そこで、以下のとおり提案する。

##### 1 法律によって新たに設けるべき制度

###### (1) 通訳人の能力確保のための制度：通訳人の資格・名簿制度の導入

通訳人の能力を客観的な基準により明らかにすることによって、法廷通訳人として選任される者の能力を確保し、また、事案の難易度に応じた通訳人の選任が可能となる。能力の高い通訳人を確保し、公正な裁判を実現するために、資格・名簿制度の導入は必須である。

###### ① 制度の概要

通訳人の能力に応じて、複数段階にレベルを分ける資格制度を設け、この段階に応じて報酬にも差異を設けることが考えられる。具体的には、(ア)日本全国で統一的に実施する試験の合格者を有資格者として認定する、(イ)その試験の成績によって資格のレベルを振り分ける、(ウ)有資格者は、裁判所が管理する名簿に登載される、(エ)裁判所は、各事件において要求されるべき通訳の難易度等の諸事情を考慮の上、名簿搭載者の中から通訳人を選任する、(オ)資格のレベルによって報酬に差異を設け、能力の高い通訳人には相対的に高額の報酬を保障する（報酬制度については、後述するように最高裁判所規則等で整備すべきである。第4の2(1)、本意見書8

頁参照。), といった制度設計が考えられる。

## ② 試験の実施機関

試験の実施機関としては, 法学者, 言語学者, 通訳者, 通訳教育の専門家等を構成員とする諮問委員会を設置し, 試験問題の作成, 採点等に当たる試験実施機関とすることが考えられる。また, 公益財団法人日弁連法務研究財団等, 中立性を確保できる政府外機関に委託の上, 連携することも考慮に入れるべきである。

## ③ 少数言語についての対応

まずは, 英語, 中国語, 韓国朝鮮語, スペイン語等, 比較的習得者が多数である言語について試験制度を開始すべきである。

習得者が比較的少数である言語について, 統一的な試験を実施することが困難である場合には, 別の基準（大学院の通訳コースを修了している, 民間の通訳学校を修了している, 会議通訳者として一定年数以上連續して実務で活動した実績があるなど）によって, 能力を担保する客観的な基準を定める必要がある。

※参考法令等：韓国裁判例規 6 条, 7 条, 8 条

米国 U S C 第 28 編 1827 条(合衆国裁判所の通訳人)  
(a), (b), (c)

## (2) 通訳人の能力の維持及び向上のための制度：継続的研修制度の導入

資格取得後も, 継続的に研鑽の機会が存在することによって, 通訳人の能力の維持及び向上が図られる。前記(1)（資格・名簿制度）と併せて, 通訳人の能力の確保及び向上に必須である。

裁判所又は前記資格試験の実施機関は, 周期的に, 訴訟手続全般に関する素養教育, 専門法律用語の通訳及び翻訳に関する研修, 並びに, 通訳人倫理, 言語理論及び通訳スキルそのものに関する研修等を実施すべきである。

名簿に登載された通訳人に対しては研修への参加を義務付け, 参加状況についても名簿に記載することとし, 通訳人選任の際は, 資格のレベルとともに, 研修への参加状況をも考慮すべきである。

※参考法令等：韓国裁判例規 7 条

## 2 最高裁判所規則等で定めるべき事項

### (1) 通訳人の身分保障のための制度：報酬制度の整備

能力の高い通訳人を確保するためには, 経済的基盤を安定させて, その身分を保障することが必要不可欠である。

まずは、通訳人に支払われる報酬の基準を、通訳報酬については時間単位、翻訳報酬については枚数単位等で規則において明示し、透明性を保つべきである。

さらに、資格の取得並びにレベルの維持及び向上のインセンティブとして、高レベルの有資格者には相対的に高額な報酬が支払われるよう、報酬制度を整備すべきである。

※参考法令等：韓国裁判例規9条及び10条

米国U.S.C.第28編1827条（合衆国裁判所の通訳人）

(b) (3), (g), (h)

## (2) 公判廷における通訳の質の確保のための制度

### ① 誤訳防止のための制度：複数選任の原則化

審理が長時間に及ぶと、通訳人の疲労の蓄積、集中力の低下によって、誤訳発生の危険性が必然的に高まることは既に指摘したとおりである。

通訳人の疲労を軽減し、誤訳の発生を未然に防ぐために、少なくとも、類型的に集中審理が予定されている裁判員裁判等の要通訳事件については、通訳人の複数選任を原則とする旨の規定を新設すべきである。

### ② 事前準備のための制度：裁判所の事前説明義務

通訳人が公判廷において適切な通訳を行うためには、事前に事件の概要及び争点等を把握した上で、公判廷での通訳に向けて準備をすることが有効である。

裁判所は、通訳人に対し、公判期日よりも前に、事件の概要や争点、審理日程等、通訳人が公判廷での通訳に向けて準備を行うに当たり有効と思われる事項について説明する義務を負う旨の規定を新設すべきである。

説明方法としては、公判前整理手続及び進行協議期日等に被告人が出席するか否かにかかわらず、通訳人が出席することを認めたり、別途通訳人に対して説明する期日を設けたりすることなどが考えられる。説明に当たっては、事前に訴訟関係者の意見を聞く必要があることも併せて規定すべきである。

また、これら期日等への出席についても、通訳人費用が支払われることを規則等に明示すべきである。

### ③ 事後的な検証のための制度

通訳の内容を事後的に検証することを可能にし、誤判を防ぐとともに、通訳人及び通訳制度全体に対する信頼を高めるため、以下のような規定を新設すべきである。

#### ア 録音

通訳の正確性を事後的に検証する手段を確保するために、要通訳事件の審理中、通訳が行われている過程の全てを録音し、訴訟当事者からの請求によりその録音内容を開示する旨の規定を新設すべきである。

※参考法令等：韓国裁判例規 13条

#### イ 異議

被告人その他訴訟関係者から通訳の内容について異議が出された場合には、被尋問者等が在廷する場合には同内容の尋問及び通訳を再度行い、被尋問者が在廷しない場合には、通訳人に録音された内容を確認させた上で再度通訳を行わせて公判調書の記載内容と照らし合わせることとするなど、通訳内容の正確性を検証するための規定を新設すべきである。

※参考法令等：韓国裁判例規 14条1項

#### ウ 鑑定

前記イ記載の異議の手続を経てもなお、通訳の正確性を確認することが困難である場合には、別途通訳人を選任して、当該通訳内容についての鑑定を依頼しなくてはならない旨の規定を新設すべきである。

※参考法令等：韓国裁判例規 14条2項

### ④ 訴訟関係者に対する配慮義務規定の新設

前記の制度的な担保に加えて、訴訟関係者に対する配慮義務規定を設けて、より正確な通訳が行われるよう、訴訟関係者の注意を喚起すべきである。

#### ア 一般的努力義務

訴訟関係者は、正確な通訳が行われるように、可能な限り簡潔な文章を用い、通訳及び翻訳が可能な表現を使用するよう努力する旨の規定を新設すべきである。

※参考法令等：韓国裁判例規 11条

#### イ 訴訟関係書面の事前交付努力義務

訴訟関係者は、法廷において朗読等がなされる予定の冒頭陳述、論告、弁論要旨等の書面を、可能な限り期日前に通訳人に提供するよう努力する旨の規定を新設すべきである。

※参考法令等：韓国裁判例規 12条

### ⑤ 裁判所に対する配慮義務規定の新設

裁判所に対しても、以下のような配慮を求める旨の規定を新設すべきである。

#### ア 一般的努力義務

裁判所は、正確な通訳が行われるように、可能な限り簡潔な文章を用い、通訳及び翻訳が可能な表現を使用するよう努力する旨の規定を新設すべきである。

※参考法令等：韓国裁判例規 11 条

#### イ 審理計画を定める際の配慮義務

裁判所は、審理計画を定める際、連日開廷による通訳人の疲労の蓄積及び通訳人が翻訳等に要する時間等を十分に考慮し、余裕を持った審理計画を立てるなどの配慮をする義務がある旨の規定を新設すべきである。

#### ウ 判決言渡しの際の配慮義務

裁判所は、判決を言い渡す前に、通訳人に判決要旨を記載した書面を交付して通訳を準備させるよう努力する旨の規定を新設すべきである。

また、特に判決主文の理解が被告人にとって難しいと予想される場合には、被告人が容易に理解できるよう説明を加えるなどの配慮をする旨の規定を新設すべきである。

※参考法令等：韓国裁判例規 15 条